

局外秘

手口法實施ニ關スル說明書

一 半口法實施ノ要アル理由

(A) 實際ノ例ニ徴スルニ左ノ場合ニ於テハ先ヅ犯人檢挙ノ可能性アルモノト認メ得ラル

(1) 最初ヨリ犯人ノ判明セル場合

(2) 聞込ミ又ハ密告投書等ニ依リ犯人ヲ探知シ得タル場合

(3) 犯人ト被害者トノ間ニ何等カノ關係アル場合。換言スレバ被害者ト面識アリ又ハ被害者宅ノ事情ニ精通スル者ノ犯行ト認メラルル場合ニシテ例バ痴情、怨恨ニ基ク犯行又ハ元雇人ノ犯行若クハ平素出入者ノ犯行等ノ如キ其ノ一例ナリ(刑事間ニ於テハ之等ノ場合ヨリ關一鑑トモ書ク一ノ有ル事件ト稱ス)

(4) 犯所ニ特徴アル遺留品又ハ對照可能ノ指紋等ヲ遺留セル場合
(5) 被害品ニ特徴アリ且入質、賣却又ハ他人ニ贈與セル場合（贓
品ヨリ犯人ニ到達スル事ヲ刑事間ニ於テハ「ナシ割—品割」
意味—ト稱ス）

(6) 他ノ事件ニ依リ檢舉シ餘罪トシテ發覺セル場合

(B) 然ルニ近時犯罪ノ手段方法頗ル巧妙ヲ極メ犯所ニ遺留品又ハ指
紋等ヲ遺留セザルコトニ注意シ或ハ金品物色ニ際シ特徴アル品
ハ故ラニ之ヲ避ケテ專ラ現金ノミヲ目標トシ若クハ贓品ノ處分
ニ當リ特ニ交通機關ヲ利用シテ遠隔ノ地ヲ選ムガ如キ何レモ自
己ノ犯跡ヲ晦マシ官憲ノ追跡ヲ免ルベク凡有ル手段方法ヲ考究

シツツアルヲ以テ前記ノ如ク被害者等ニ何等ノ關係モナキ所謂
「流シ」ト稱スル事件（隨意隨所ニ於テ行フ犯行）ニ直面シ且
遺留品、被害品又ハ聞込ミ等ニ依ルコト能ハザル場合ハ殆ド手
ノ下シ様モナキ實狀ニシテ從來ノ難件又ハ迷宮入ト稱セラルル
事件ノ殆ド全部ガ之ニ屬スルニ徴シテモ之ヲ立證シ得ラル

(C) 之ヲ要スルニ有形的資料ノ存セザル場合ニ如何ニシテ犯人ニ到
達スベキヤハ刑事警察上最モ緊要ナル現下ノ大問題ニシテ之ヲ
解決スル途ハ唯々無形ノ遺留トモ稱シ得ベキ犯罪ノ手口ヨリ出
發スル以外ニ全ク方法ナシト信ズ。現ニ現在ニ於テモ斯ル事件
ニ當面シテハ其ノ都度管下又ハ隣接府縣ニ照會シテ類似手口ノ

調査蒐集ヲ反覆シツツアルモ要スルニ古參刑事ノ古キ手帳ノ中ヨリ臆氣ナル記憶ヲ辿ラシムル姑息手段ニ過ギザレバ其ノ效果ニ付大ナル期待ヲ持ツコト能ハザルヤ勿論ニシテ手口法實施ノ要アル所以モ亦茲ニ存ス

(D) 手口法トハ「常習者ハ犯罪敢行ニ際シ同一手口ヲ反覆スルモノナリ」トノ原則ヲ前提トシ無形ノ遺留トモ稱シ得ベキ犯罪ノ手口ニ據リ犯人ヲ識別セムトスル一種ノ科學的搜查法ニシテ現行ノ指紋法ト共ニ刑事警察上最モ重要ナル施設ナルノミナラズ兩者ヲ併立實施スルコトニ依リ初メテ完全ナル效果ヲ發揮シ得ルモノナリ何トナレバ指紋法ハ既ニ檢擧サレタル被疑者ニ付其ノ

素性經歷等ヲ看破スルニ必要ナル方法ニシテ手口法ハ未ダ檢擧

サレザル被疑者ヲ檢擧セムガ爲ニ必要ナル方法ナレバナリ

(E) 手口法ノ必要ナル事ハ以上ノ通りニシテ現ニ廳府縣ニ於テモ之ヲ認メ既ニ實施中ノ府縣モ多數アルモ之ニ關スル規程樣式等區々ニ亘リ其ノ間何等ノ連絡統一モナク且其ノ大半ハ手口法ニ關シ未ダ眞ニ理解セザルモノノ如ク實際ノ運用上甚遺憾ノ点數カラザル實狀ニアルヲ以テ此ノ際本省ニ於テ最モ適切有效ナル規程ヲ制定シ之ヲ全國ニ實施シテ手口法ノ眞價ヲ發揮シ現在行詰マレル刑事兵法ノ打開改善ノ要アリト認ム

(F) 手口法ノ實施ニ依リテ得ラルル効果ノ主ナルモノヲ列擧スレバ

- (1) 前記ノ如ク犯罪ノ手口ニ依リ犯人ヲ識別シ得ルノ外
- (2) 人相、特徴又ハ習癖等ヨリモ犯人ヲ識別シ得ルコト
- (3) 單ニ一片ノ現場指紋ニ依リテモ犯人ヲ識別シ得ルコト（現行ノ指紋法ニ依リテハ殆ド不可能事ニ屬ス）
- (4) 隠蔽セル被疑者ノ餘罪ヲ發見シ得ルコト
- (5) 贓品ナルヤ否ヤヲ正確ニ識別シ得ルコト
- (6) 名實共ニ全國的刑事警察ノ連絡統一ヲ期シ得ルコト
- (7) 手口法ノ實施ハ不知不識ノ間ニ刑事警察官ヲ教養訓練シ（注意カヲ涵養シ着眼点ヲ教示スル等）其ノ戰鬥能率ヲ増進シ得ルコト

等ニシテ就中前記(3)ノ效果ハ未ダ外國ニモ其ノ例ヲ見ザル新規程ノ特色事項ニ屬スルモノナリ

ニ手口法實施ノ方法

(A) 訓令ノ制定公布

左按其一ヲ以テ「犯罪手口票取扱規程」ヲ、同其二ヲ以テ「犯罪手口票記載例及取扱心得」ヲ各制定公布スルコト。而シテ本訓令按ノ内容ヲ摘録スレバ左ノ如シ

(1) 廳府縣ニ於テ強盜、竊盜及詐欺ニ該當スル犯罪ノ被疑者ヲ檢舉シタルトキハ所定様式ノ手口臺帳（被疑者原紙）ヲ作成ス
スルコト

(2) 前號ノ手口臺帳ハ之ヲ所定ノ廳府縣（全國ヲ四「ブロック」ニ分チ各「ブロック」内ノ一廳府縣ヲ指定シテ犯罪情報集中

廳ナルモノヲ設置スルニ送附スルコト

(3) 集中廳ニ於テ手口臺帳ヲ受理シタルトキハ之ヲ犯罪ノ手口別ニ分類整理スルコト

(4) 強盜、竊盜及詐欺ノ被害發生シタルトキハ廳府縣ニ於テ被害發生通報票(内容ハ前記手口臺帳ニ同ジ)ヲ作成シ之ヲ自己「ブロッケ」ノ集中廳ニ急送スルコト

(5) 集中廳ニ於テ前號ノ通報票ヲ受理シタルトキハ速ニ保存原紙(手口臺帳)ト對照シ該當原紙ヲ發見シタルトキハ其ノ旨直ニ廳府縣ニ通報スルコト

(6) 前號ニ依リ對照セルモ該當原紙ヲ發見セザルトキハ左ノ例ニ

依リ之ヲ處理スルコト

(イ) 通報票ハ手口別ニ分類シ別ニ之ヲ整理スルコト

(ロ) 將來新ナル通報票ヲ受理シタルトキハ保存原紙ト對照スルノ外之等通報票トモ對照シテ同一犯行者ノ發見ニ努ムルコト

(7) 前號ノ(ロ)ニ依リ同一犯行者ヲ發見シ且旅行的犯罪敢行ノ虞アリト認メタルトキハ速ニ該犯人ノ進路ニ當ル廳府縣ニ其ノ旨通報手配シテ被害ノ豫防、犯人ノ檢挙ニ付連絡協調ヲ爲スコト

(8) 集中廳ニ於テハ原紙及通報票ニ基キ左ノ小票ヲ作成整理スル

コト

(イ)被害者又ハ證人等ニ閱覽セシメテ該當被疑者ヲ發見セムガ爲ニ「手口別眞票」ヲ作成シ犯罪ノ手口別ニ分類整理スルコト

(ロ)容疑贓品ヲ發見セル場合ニ果シテ贓品ナルヤ否ヤヲ識別セムガ爲ニ「贓品票」ヲ作成シ贓品ノ種別特徴等ニ依リ分類整理スルコト

(9)集中廳ニ於テハ刑事週報ヲ發行シ其ノ期間内ニ於テ取扱ヒタル事件中一級手配又ハ周知ノ要アリト認メタル事項ヲ登載シ之ヲ「ブロック」内ノ廳府縣並他ノ集中廳又ハ全國ノ各廳府

縣ニ送付シテ連絡協調ヲ計ルコト

(10)各種手口票ニ基キ刑事警察上各級ノ資料トナルベキ統計ヲ作成スルコト

(B)手口法實施ニ要スル經費並人員

昭和十一年度豫算ニ計上要求中。但シ承認ヲ得ザル場合ハ警察指紋原紙(前年實施)ノ作成範圍ヲ一時縮小シ一人ニ付四枚宛作成スルモノヲ二枚宛作成スル事トシ且三「ブロック」ノ各保管廳ニ一枚宛送附スルモノヲ自己「ブロック」ノ保管廳ノミニ送付スルコトニ改メ)其ノ餘力ヲ利用シテ實施ノ見込ミ

(C)教養訓練

(1) 實施ニ先立テ廳府縣ヨリ刑事課員一、二名宛ヲ東京ニ召集シ又
ハ各「ブロック」ニ出張シ約二日間ノ豫定ヲ以テ講習ヲ開催
スルコト
(2) 實施後ニ於テハ時々廳府縣ニ出張シ直接係員ヲ指導放養スル
コト

及様式)